

平成30年 5月14日

厚生保健委員会

福祉総務課

住宅新築資金等貸付金の債権放棄について

1 事業の概要

- 住宅新築資金等貸付金は、同和地区と周辺地域との住環境の格差を改善するために国が制度化したものである。
- 当該事業は、住宅を改修、新築又は宅地を購入しようとする者に対して、その資金を一般の貸付よりも低金利で貸し付けるものであり、浜松市においても昭和43年度から平成7年度まで貸し付けを行った。

貸付種類 …… 住宅改修、住宅新築及び宅地取得の3種類
 貸付期間 …… 昭和43年度～平成7年度までの28年間実施
 貸付実績 …… 46億9,588万円（1,249件）（貸付元金）
 償還計画 …… 平成7年度貸付分が完了する平成32年度で終了予定
 償還済額 …… 46億7,457万円（1,234件）〈平成29年度末見込〉
 （債権放棄を含む）

2 債権放棄に至る経緯

- 生活困窮のため回収困難な債権2件（1人）について、債権処理検討庁内委員会による検討の結果、債権放棄が妥当との結論に達したことから、浜松市債権管理条例の規定に基づき債権放棄することとした。
- 借受人は、負債の返済の為に財産処分をしており、現在は生活保護を受けている。高齢で認知症の疑いがあり、就労の可能性は低く今後の資力回復は見込めない。

3 債権放棄の内容

(1) 放棄件数・金額 2件（宅地1件、住宅新築1件）1人

放棄額：6,024,640円

(2) 放棄年月日

平成30年3月30日 2件（1人） 6,024,640円

放棄理由	適用条項（債権放棄該当事項）	件	放棄額（円）
生活困窮	第12条第1項第1号	2	6,024,640
計		2	6,024,640

※連帯保証人2人 A氏…第12条第1項第2号（破産者）、B氏…時効援用

【 参 考 】

浜松市債権管理条例抜粋

(その他の債権の放棄)

第12条 市長は、その他の債権について、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を放棄することができる。

- (1) 債務者が生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受け、又はこれに準じる状態にあり、資力の回復が困難で、当該債権について、履行の見込みがないと認められるとき。
- (2) 破産法(平成16年法律第75号)第253条第1項その他の法令の規定により、債務者が当該債権について、その責任を免れたとき。
- (3) 当該債権について、消滅時効に係る時効期間が満了したとき。
- (4) 当該債権について、第8条ただし書に規定する市長が特別の事情があると認める場合において、同条に規定する強制執行等の措置をとったとしても履行される見込みがなく、かつ、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、履行の見込みがないと認められるとき。
- (5) 第8条に規定する強制執行等又は第9条に規定する債権の申出等の措置をとった場合において、なお完全に履行されなかった当該債権について、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、履行の見込みがないと認められるとき。
- (6) 第10条に規定する徴収停止の措置をとった当該債権について、当該徴収停止の措置をとった日から相当の期間を経過した後においても、なお債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、履行の見込みがないと認められるとき。

2. 市長は、前項の規定によりその他の債権を放棄したときは、これを議会に報告しなければならない。